

## 平成21年度第1回福島県農業振興審議会議事録

- 1 日 時 平成21年7月27日(月) 14:00～16:35
- 2 場 所 杉妻会館 三階「百合」
- 3 出席者 別紙名簿のとおり
- 4 議 事 新たな農林水産業振興計画の策定について  
新たな農林水産業振興計画のめざす姿と施策分野について
- 5 審議経過

(開 会)

司 会  
(企画主幹)

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。  
本日の司会進行を務めさせていただきます農林水産部企画主幹の野地  
でございます。

開会に先立ちまして確認させていただきます。

本審議会は、「附属機関の設置に関する条例」に基づき設置されてお  
り、「附属機関等の会議の公開に関する指針」により、会場に傍聴席を  
設け、一般県民に公開することとなっておりますので、御了承願います

それでは、これより、平成21年度第1回福島県農業振興審議会を開催  
いたします。

はじめに、鈴木農林水産部長からごあいさつを申し上げます。

農林水産部長

農林水産部長の鈴木でございます。

会議の開催に当たり、ごあいさつを申し上げます。

皆様には、日ごろ、それぞれのお立場から本県の農業・農村の発展の  
ため、多大な御尽力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、本県の農林水産業を取り巻く情勢は、従事者の減少や高齢化の  
進行に加え、米価の長期的な下落を始めとした農林水産物価格の低迷、  
資材価格の高騰等による生産コストの上昇など、依然として厳しい状況  
でございます。

その一方で、世界的な食料需給のひっ迫や輸入食料品の残留農薬問題  
など、食への信頼を揺るがす様々な問題が発生しておりまして、消費者  
の国産農林水産物への期待が非常に高まっております。また、急激な経  
済・雇用情勢の悪化によりまして、雇用の確保の観点からも、基幹産業  
として地域経済を支える農林水産業への期待が高まってきております。

このような動きに的確に対応し、本県農林水産業の持続的な発展を図

るため、今年度、「農業・農村」、「森林・林業・木材産業」、「水産業」の各分野の新たな振興計画を策定することとしたところでありますが、農林漁業者の所得確保や農山漁村の活性化、安全・安心への対応、さらには、環境の保全など農林水産業に共通する課題に農林水産部を挙げて対応していく必要があることから、各分野の計画を一体化し、農林水産業の振興計画を策定したいと考えております。

本日は、新たな農林水産業振興計画のめざす姿等について御審議いただき、その結果を基に、今後講ずる施策の検討を進めてまいりたいと考えております。委員の皆様には忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、千葉会長にごあいさつをお願いいたします。

会 長

会長の千葉でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、ご多忙のところ、御出席いただきありがとうございます。

農林水産部長からもごあいさつがありましたように、今年度は、新たな振興計画を策定するというところでございますので、どうぞ忌憚のない意見をいただければと思っております。

この振興計画は、これも先ほど部長さんからごあいさつがありましたが、これまでと違いまして、農林水産業、一体のものとして計画を作るということでございます。

ここでは、「農業・農村」の問題が中心となるものと思いますが、それにとどまらないで、農林水産業を幅広くご意見をいただければと思っております。

短い時間ではございますが、委員の皆様には、それぞれのお立場から活発なご意見をいただければと思っております。

どうぞよろしく願いします。

司 会

ありがとうございました。

次にお手元の委員名簿をご覧ください。

この度、第1号委員の湯田雄二委員が福島県町村会長を退任され、新たに会長となられました大玉村長の浅和定次様に委員にご就任いただきましたのでご紹介いたします。

浅和定次委員でございます。

浅和 委員

はい、大玉村長の浅和です。今年の5月から町村会会長も拝命されました。どうぞよろしく願いいたします。

司 会

ありがとうございました。

また、第2号委員の渡部敏則委員が福島県土地改良事業団体連合会専務理事を退任され、新たに専務理事の茂木功一様に委員にご就任いただきましたので、ご紹介いたします。

なお、本日は、総務企画部長の小林様に代理出席いただいております。

なお、両委員の任期につきましては、福島県農業振興審議会規則第4条により、「委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。」としておりますことから、平成21年9月29日までとなります。よろしくご願ひいたします。

続きまして、県側の出席者を御紹介申し上げます。

まず、鈴木 農林水産部長でございます。

農林水産部長

よろしくご願ひいたします。

司 会

小野 農林水産部技監でございます。

技 監

よろしくご願ひいたします。

司 会

畠 農林水産部政策監でございます。

政策監

畠でございます。よろしくご願ひいたします。

司 会

穴戸 農業支援担当次長でございます。

次 長

よろしくご願ひいたします。

(農業支援担当)

司 会

須永 生産流通担当次長でございます。

次 長

よろしくご願ひいたします。

(生産流通担当)

司 会

松浦 農村整備担当次長でございます。

次 長

よろしくご願ひいたします。

(農村整備担当)

司 会

飯束 森林林業担当次長でございます。

次 長

よろしくご願ひいたします。

(森林林業担当)

司 会

門馬 農業総合センター所長でございます。

農業総合センター  
一 所 長  
司 会

よろしくお願いいたします。

なお、関係課長及び各農林事務所長も出席しておりますが、出席者名簿をもって紹介に代えさせていただきます。

ここで、資料の確認をさせていただきます。

皆様のお手元に本日の配付資料一覧をお配りしております。

本日配布しておりますのが、配付資料一覧の上段にあります1番から4番の次第、出席者名簿、席次表、委員名簿でございます。

以下、5番から9番の資料1から資料5につきましては、予め事前にお送りさせていただきました。

もし、資料の不足等ございましたら、事務局までお申し出願います。  
よろしいでしょうか。

岸 委員

あの、机の上に資料があるのですが、送られた資料と同じものですか。

司 会

差し替えをさせていただいております。

岸 委員

差し替えですね。

司 会

はい。一部差し替えをさせていただいておりますのでよろしくお願いたしたいと思います。

よろしいでしょうか。不足する資料がございましたらお手元にお届けいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に移らせていただきます。進行につきましては、福島県農業振興審議会規則に基づき、千葉会長に議長をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、議長を務めさせていただきます。

議事に入ります前に、本日の委員の出席状況について御報告申し上げたいと思います。

委員18名のうち第3号委員の山際博美委員が欠席されております。また、降矢セツ子委員が欠席されております。

したがって、現時点で16名の委員の皆様にご出席いただいております。過半数を超える委員の出席をいただいておりますので、本日の審議会は、有効に成立していることをお知らせしたいと思います。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

私からご指名してよろしいでしょうか。

委員 異議なし（と複数の委員の声）

議長 それでは、鈴木里子（すずきさとこ）委員お願いいたします。  
また、佐瀬正（さぜただし）委員をお願いいたします。

鈴木 委員 （承諾）  
佐瀬 委員

議長 では、議事に入りたいと思います。  
まず、新たな農林水産業振興計画の策定について、事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

農林企画課長 事務局を担当させていただいている農林企画課の高梨でございます。  
よろしくお願いいたします。  
説明に入ります前に、これまでの経過と、本日ご審議いただく内容の確認をさせていただきます。

本県の農林水産業の振興計画につきましては、平成13年度から22年度までの10年間の計画となっております。しかし、最近の農林水産業を取り巻く急激な情勢変化、それから県の総合計画の策定前倒しを受けまして、昨年11月6日に開催されました審議会におきまして、農林水産業の振興計画についても、計画期間、これは平成22年度までですけれども、これを待たずに1年間前倒しで、策定することとなったところでございます。

新たな農林水産業の振興計画の策定にあたりましては、現行計画の総点検を行い、その結果や情勢変化を十分に踏まえることとのご意向をいただきまして、本年3月24日に開催しました審議会におきまして、総点検結果と、それを踏まえました計画策定にあたっての基本的な視点としまして、4つの基本的な視点、1つ目が「多様な人々が集う生き生きとした、活力のある農山漁村」、2つ目といたしまして「県民の暮らしを支え、持続的に発展する農林水産業」3つ目といたしまして「県民の期待に応え、安全・安心な農林水産物を提供する農林水産業」、それから4つ目といたしまして「美しい自然環境を次世代に引き継ぐ、環境と共生する農林水産業」の4つをお示しし、ご了承をいただいたところでございます。

今後は、この4つの基本的な視点ごとに、子どもたちが大人になる将来におけるめざす姿を描きまして、そのめざす姿の実現に向けて、具体的な施策を検討していくことを考えておりますので、よろしくお願いいたします。

たします。

このため、本日は、めざす姿と、それから施策の基本方向について、ご審議を賜りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

早速、資料の説明をさせていただきます。

恐縮でございますが、長くなりますので、座って説明させていただきます。

それでは、資料1をご覧くださいと思います。

資料1 新たな農林水産業振興計画の策定についてと記載しております。

まず、この農林水産業振興計画とはどういうものなのかということで、3つありますので、説明させていただきます。

本県農林水産業の振興を図る基本的な指針であるということ。

それから先ほど申し上げましたように、新たな県の総合計画と連動した部門計画、農林水産部門の計画であるということ。

そして、福島県農業・農村振興条例というものがありますが、その中に規定されました基本計画という性格をもっているものです。

一番上の「振興計画の策定」ですが、農林水産業を取り巻く情勢について記載しております。3行目ですが、これまで「農業・農村」、「森林・林業・木材産業」、「水産業」ごとになっていた振興計画を一体化しまして、新たな農林水産業振興計画として策定していくということです。

構成のイメージとしまして、現時点でのイメージですが、今後の検討内容により、ブラッシュアップしていくこととしておりますので、そうした意味でご紹介させていただきます。

第1章 総説。第2章としましては、農林水産業・農山漁村を巡る情勢。それから第3章としまして、先ほど申し上げましたが、4つの基本的な視点がありますが、子どもたちが大人になる将来におけるめざす姿を描くものです。

第1節としましては、基本目標。第2節でめざす姿。第3節は、めざす姿の実現に向けた施策の基本方向ということで、実現に向けた具体的な施策を表すところであります。

それにつきましては、時計文字の から まで分け、「魅力ある農山漁村の形成」、「農業」、「林業・木材産業」、「水産業」、それぞれの振興につきまして、基本方向を述べるということを考えております。それから時計文字の としまして、「安全・安心な農林水産物の提供」、「自然・環境との共生」という順にめざす姿、施策の基本方向を述べたいと考えております。

第4章としましては、今度は具体的にどのような展開をしていくかと

ということで、「第1節 魅力ある農山漁村の形成」から、第3節の 番から 番まで、基本方針、基本体系、講ずる施策をそれぞれ述べていくという形を考えております。

次のページをご覧くださいまして、第2節が「農業」、第3節が「林業・木材産業」、第4節が「水産業」ということで、それぞれの振興策について記載することを考えております。第5節「安全・安心な農林水産物の提供」。第6節「自然・環境との共生」ということで記載していくことを考えております。

なお、第7節に「戦略的に取り組む重点施策」ということで、やはり、どうしても計画というのは総花的だとの批判もありますので、この段階で、計画を推進していく中で、全体を先導的にリードしていくような施策をまとめたらいいのではないかというお話もいただいており、ここで、戦略的に取り組む重点施策として、例として何点か掲げております、いわゆる5年間の計画ということで、具体的に、県民にわかりやすいような施策を記載していきたいということです。

それから、第5章としましては、地方別の振興方向でありまして、7方部毎の振興方向を。

それから、第6章に、計画の実現のためにということで、現在の計画の中では、ここに計画を推進していくための運動について記載しております。「ふくしま食と農の絆づくり」運動として、現在進んでいるわけですが、そのような新しい運動の推進体制なり、それぞれ県民の方々、農協の方、農業団体等の役割等について記載していきたいと思っております。

それから、スケジュールですが、本日、7月27日農業振興審議会を開催させていただきます。

また、31日に同様に森林審議会を開催することとしております。同じく、ここではめざす姿等のご審議をいただくこととしております。

それから8月上旬に、「水産業振興審議会」。ここは、会議を開催せずに委員の方々に直接ご説明に伺うこととしており、ご理解を得ていきたいとしております。

そのあと、10月中下旬に、それぞれの審議会に、中間整理案ということで、計画全体の素案を提示して審議していただきたいと思っております。

年が明けまして2月から3月にかけて、最終答申案の審議をいただくとしております。その後、3月に庁内の手順を踏みまして振興計画を決定していくという段取りであります。

資料1につきましては、以上です。

ありがとうございました。

議長

只今の説明について、ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。  
いかがでしょうか。

岸 委員

よろしいでしょうか。

岸です。第4章第7節の「戦略的に取り組む重点施策」ということで、実際、物事を進めていくには、この辺が一番大切なところだと思うのですが、基本的に全員でやるような重点施策というか、戦略的に取り組む施策は、全員でやれるようなことをあげていかなければいけないと思うのです。

この辺について例示はあったんですが、具体化まではなくだいたいこのようなところなのではないでしょうか。

農林企画課長

只今のご質問ですが、全員で取り組むというのはこれからになると思います。それぞれの部門がありますので、その部門の中から計画期間5年間ということ、その中で成果を上げていくようなものを考えておりますので、例示としてここに挙げておりますが、今後、委員の皆様、そして我々、その他ご意見をいただきながら決めていきたいと考えております。

議 長

岸委員いかがですか。

岸 委員

部門別というのは、第1節から6節までそれぞれやられていると思うんですけど、第7節というのは、ちょっと他と性格が違うのではないかと思ったのです。

議 長

事務局お願いします。

農林企画課長

第2節から第3節、第4節。これらはそれぞれ農業、林業、水産業とあります。それぞれに施策があり、この下にぶら下がってるわけです。

ですから、再掲という形になるかもしれませんが、その中から特に、5年間の中で成果を上げて、委員のおっしゃるような「みんなで取り組む」というものをここにまとめて、ここを見れば、これから5年間、県の農林水産業は何をやるのかわかるようにまとめたいと考えております。

議 長

岸委員よろしいですか。

岸 委員

わかりました。

議 長

それでは他にいかがでしょうか。

よろしいですか。またご意見等ありましたら、最後のところで時間をかけてご意見を伺う機会を作りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に進めさせていただきます。

次は「新たな農林水産業振興計画のめざす姿と施策分野について」、こちらの説明を事務局からお願いします。

農林企画課長

資料2は、A3版の大きな資料となっておりますが、こちらをご覧くださいと思います。

大変恐縮ですが、細かく説明する分にはいくらでもできるのですが、時間の制約もありますので、概略で説明させていただきたいと思います。

一番左側をご覧くださいますと、現行プランの総点検結果で、これは、前回の審議会の中でご報告させていただいたところです。

まず農業分野、それから林業・木材産業部門、これは森林審議会となりますが、それから水産業、こちらは水産業振興審議会、あと、農山漁村で、それぞれ現行プランがありますが、それらの総点検の結果でありまして、それをまとめたものです。

一般的に、指標の達成しているもの、やや達成しているもの、それから達成率が低調なもの、とそれぞれありまして、計画どおりに進んでいないというのがそれぞれの感想かと思います。

それから次の右側に若干色が濃くなっておりますが、先ほど申しあげましたように、それぞれのプランであります。平成13年に策定しまして、平成22年度までの10年間の計画ですが、策定してから、農・林・水産業を取り巻く情勢変化が大きく変化しているという状況です。

1つ目としまして、1番目の ですが、景気後退の長期化ということ踏まえまして、農林水産業への期待が高まっている状況であります。

その反面、農業就業人口の6割以上が、65歳以上であるということ。

それから温暖化の問題、新興国の経済成長や人口増加等による食料需給が今後、ひっ迫してくるのではないかと懸念があること。

現在、WTO交渉が止まっておりますけれども、今後動き出すと、安い農産物が大量に輸入されるおそれがあるということです。

また、食品表示を巡る不正などにより、消費者の食に対する信頼が損なわれているということ。その反面、安全で安心できる国産農林水産物への消費者の期待が高まっています。

次に、原油価格の高騰に伴い、資材価格が上昇していることありま

す。

さらに、都市と地方の関係が拡大しているのではないかということもあります。

次の右側ですが、そうした状況を踏まえ、本県農林水産業の役割とそれに対する県民の期待ですが、役割につきましても、改めて申し上げるまでもなく、安全・安心な食料、それから高品質な木材の供給。また、関連産業を含めた地域経済の活性化。

特に就業の場。現在の不況下の中での就業の場の確保。それから自然豊かな地域社会の形成。県土の保全、自然環境の保全。

これらは、「ふくしまの未来を考えるシンポジウム」において、これは総合計画を策定する際に3方部で開催しましたが、県民の方々からご意見をいただいていたものです。

それから県民世論調査。これは県民広聴室で行う世論調査ですが、農林水産業関係の項目を入れて、調査を行ったものです。やはり、環境や安全に配慮した農産物の生産をしてほしいなど、とありますが、こういった県民の方々の期待があるということです。

右側の方に4つの囲みがあります。この「子どもたちが社会を担う将来においてめざす姿」と表題をつけていますが、前回までの審議会の中で、いわゆる「基本的な視点」としてご審議の上、ご了解されたところです。それぞれ1から4までアンダーラインを引いてあるところが基本的な視点です。ここのめざす姿は、いわゆる現在の子ども世代が社会を担うであろう30年先を展望したイメージであります。このイメージをめざす姿という形で表し、この下にこのイメージを実現していくための施策がぶら下がっていくということになります。

めざす姿の1番から4番まで見ていただく前に、その左側に一つのくりがあります。これは、本県の持っている強みとか可能性の部分を表したものです。広大な森林と阿武隈川などの源流域がある、多種多様な農産物を生産できる豊饒<sup>ほうじょう</sup>な農地がある、それから海についても同様です。また、大消費地に近接する地の利。地方都市を核とした7つの生活圏という形で、県が進展しているということです。また、思いやりのある県民性なども、強み・ポテンシャルがあるということで、みんなと食と農、他に林と水もありますが、結ぶ絆をつくりあげて、一番下にくくっております、子どもたちに自信を持って引き継いでいける「ふるさと」をつくっていくというのが、振興計画のめざす姿であります。

一番上から1、2、3、4とありますが、これは資料3をご覧くださいと思います。

資料3、第3章ふくしまの農林水産業・農山漁村のめざす姿ですが、ここは、第1節の基本目標でも記載しておりますが、先ほど資料2のところでも申し上げましたが、本県のもつ高いポテンシャルとか強みなどを記載しながら基本目標を掲げたものです。

基本目標として、従来は生産活動から入っていましたが、今回の振興計画では「ふるさとをつくっていくんだ。」ということの前に記載させていただきました。

私たちの暮らしには、生命を維持し、食べる喜びを与えてくれる「食」と、人間に誇りと生きる糧を与えてくれる「職」、この二つの「しょく」が欠かせません。

また、福島県の美しい自然を形づくり、私たちに様々な恵みを与えてくれる森林・川・海なども、失ったら取り戻すことのできない非常に大切なものです。

将来、子どもたちが大人になった時、二つの「しょく」と自然環境が確保され、福島県の「くらし」が今よりも豊かで魅力的なものであるためには、時代の潮流や人々の意識・ニーズの変化などに柔軟に対応しながら、人々がしっかりと手をつなぎ、地域に根ざした資源と地場産業の環を結ぶことにより、農林水産業を核とした経済循環を造り上げる必要があります。

福島県は、全国第3位の県土面積と阿武隈川・久慈川・阿賀川などの源流域を持って清冽<sup>せいれつ</sup>なおいしい水。多種多様な農産物を生産できる豊饒<sup>ほうじょう</sup>な農地。それから同じように多彩な魚介類に恵まれた潮目の海と呼ばれる豊かな自然環境があります。また、大消費地に近接するという地の利もあります。

真ん中を飛ばして、7つの生活圏のところでは「ヒューマンスケールの都市」といっていますけれども、いわゆる「ちょうどいい」、人間の感覚や動きにちょうどよく、大きくもなく小さくもなく適度な規模の都市が7つ存在して均等な発展をしているということを記載しております。

その段落の下から3行目で、今後は、農林漁業者と消費者、商工業者などのあらゆる人々を結ぶ絆をつくりながら、福島県の持っている力を十分に発揮していくことが大切です。

そうしたことを通じまして、福島県の将来を担う子どもたちに自信をもって引き継げる「ふるさと」をつくることを目指します。

その下には、県民へのメッセージということで、枠で囲んでおりますが、短い言葉の中で、これからの考え方等をイメージできる言葉で県民の方々へメッセージを伝えていきたいと考えております。始めは、もっと数が多かったのですが、現在3つほどに集約したところです。

『みんなの絆でつくり 守り 育てる ふくしまの「食」と「ふるさと」』

『みんなの絆で未来へつなごう ふくしまの「食」と「ふるさと」』  
『みんなの絆で育む ふくしまの「食」と「ふるさと」』の3つです。

それから2ページ以降は、めざす姿ということで、イメージを記載したものです。

前段は省略しまして、一番目、「多様な人が集う、生き生きとした活力ある農山漁村」です。今後の農山漁村は、このように形成されていくのだということで、2段目3行目で、様々な目的を持って集い交流することによって、地域と地域の相互理解や価値観の共有による新たな絆が生まれているということでもあります。文章最後に、「安全・安心で」にアンダーラインを引いてありますが、これはミスプリントでして、消し忘れたところですが、これらにより安全・安心で快適な農山漁村が形づくられているということです。その下の囲みは、現在、県の総合計画審議会の部会で検討されているところで、農林水産業・農山漁村に関する総合計画における将来の姿を表したものであります。

それから3ページです。

県民の暮らしを支え、持続的に発展する農林水産業ということで、ここには、農林水産業それぞれの生産振興についてのめざす姿を記載しています。上から3行目、本県が持つ高いポテンシャルと強みを生かし、努力と工夫の成果をやりがいとして実感しながら、多くの人々が生き生きと働いています。農業では、収益性の高い経営が営まれています。林業・木材産業では、適切に管理され充実した森林資源を生かして、健全な経営が営まれています。水産業は、安定的に利用できるしくみが確立され、中核的な経営体を中心に活力ある漁業経営が営まれているということです。

さらに、そうしたことにより、本県の農林水産業が魅力ある産業となっているということで、子どもたちが、農林水産業を「なりたい職業」に選んでいるということでもあります。

次のページです。

県民の期待に応え、安全・安心な農林水産物を提供する農林水産業ということで、いわゆる安全・安心の部分です。

上から3行目、生産工程や流通経路の透明性を保ちながら、安全で安心な農林水産物が生産されているということです。4行目で、「安全で安心できる農林水産物といえば福島県産」というイメージが定着しているということです。

それから4番目、美しい自然環境を次世代に引き継ぐ、環境と共生する農林水産業ということで、いわゆる、自然とか環境との共生の部分で

あります。福島県の豊かな自然と環境は、のところに「点(、)」がついているのはミスプリントです。環境は、県民や国民の暮らしに潤いを与えてくれる本県の宝であり、適切な維持管理や環境への負荷軽減により、次世代を担う子どもたちに確実に引き継がれているということです。

中でも、「緑豊かな森林」や、生命を育む「豊かな大地」、「母なる海」、こうしたものにつまましては、様々な取組みによって、環境が守り育てられているということでもあります。

只今申し上げましためざす姿の1番から4番までですが、いわゆる30年先を展望した、イメージとして記載したものであります。

併せて、資料5をご覧くださいと思います。

これは、参考としてご覧いただければと思いますが、現在、県の新しい総合計画を策定中であります。現段階において、施策の達成状況を表す指標を検討しているところであります。柱の真ん中の辺りに記載しておりますが、1.地域に根ざした力強い産業に支えられた社会、の中、(2)農林水産業の底力の発揮というところに、それぞれ指標を掲げております。

まず、産出額につまましては、現況はご覧のとおりですが、目標についてはまだ検討中であります。同様に、林業産出額、沿岸漁業産出額につましても検討中であります。

木材生産量、これも検討中です。新規就農者数、認定農業者数、海外への輸出量については、目標値としてとりあえず決まっているところであります。

その下の2.多様な交流ネットワークに支えられた社会ということで、農産物直売所の販売額とありますが、これも目標値は検討中であります。

次のページですが、安全と安心に支えられたふくしま、の中の2番目の様々なリスクに対して安全で安心できる社会のところでは、JAS法に基づく生鮮食料品の適正表示率を掲げており、目標値を100%にしております。GAP(ギャップ)に取り組む産地数では、目標値を186で決定しております。

柱の3ですが、2番目(2)に3つあります。森林整備面積、森林づくり意識醸成活動の参加者数、新規林業就業者数です。これらについても目標値は検討中ということでもあります。

前段に申し上げましたが、新たな農林水産業振興計画は、総合計画の部門別計画という位置づけを持っておりますので、これらの指標については、新たな農林水産業振興計画の指標としても出てくるところです。

少し長くなりましたが、説明は以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

それでは、只今の御説明について御質問ありましたらお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

30年先を目指して、めざすべき姿ということで整理されています。特に農山村の暮らしということを重視しているのが大きな特徴だろうと思います。次世代へ豊かな自然、環境、農山村を引き継いでいく、そのために農山村の持っているポテンシャルを生かしながら、農林水産業を発展させていこう、と。

何か御質問等があればお願いしたいと思います。

はい、お願いします。

佐瀬 委員

今、農業はいろんな面で注目をされています。雇用の問題でも、食の安全安心でも、色んな面で感心が持たれています。その中で、やっぱり私思うのは、子ども達に農業のすばらしさとか、なかなか大人に話しても理解してもらえない点が多々ありますが、将来を担う子ども達に農業のすばらしさと食に関する教育というか食農教育を、学校教育の中で、進めてもらいな、と。というのは、私も農業をやっていて、9月に若松三中の子ども達を男の子と女の子を含めて17名、うちで3日間、食農体験をいたします。昨年もこのようなことをやりましたけれども、ほんとに子ども達が農業体験を生き生きとやっている姿を見ると、私も自分の財布のことばかり考えないで、そういう機会があればどんどん体験の場を提供して子ども達に農業のすばらしさを伝えていきたいなと考えています。

それから、私どもの企画として、新規就農のための、セミナーを来月開催いたします。県の農林事務所の協力も得まして、セミナーと新規就農者の体験学習、農業体験を認定農業者会としてやろうということで今計画をしています。

こういう時代こそ、農業は、外にアピールをして、こうゆう姿を見ていただいて将来に続いていけるような政策にしていっていただきたいなと考えています。以上です。

議長

はい、どうもありがとうございました。

では、引き続き、武田委員お願いいたします。

武田 委員

始めにお断りさせていただきますが、私は、少し耳の聞こえが悪いので、皆様の発言の中で聞き落としがあったりして私の発言が少し違うときは御了解願いたいと思います。

そのうえで資料2を拝見して思ったのですが、これは平成26年までの目標になるのですかね？

(事務局)

(そうです。)

武田 委員

そうしますと、大変すばらしい目標だと思います。特に子ども達が社会を担う将来においてめざす姿では、私も小学生の男の子の母ですので、本当にすばらしい目標だと思うのですが、後半の「福島県の農林水産業は魅力ある産業となっています。その姿を見た子ども達の多くが、農林水産業をなりたい職業に選んでいます」というのは、果たして平成26年度までの目標に相応しいかということ、もっと長いスパンで見べき目標だと思うのです。ここでいう子ども達というのは多分、小学生位のお子さんを考えているのだろうと思いますが、実際に、自分達の子どもを見ますと、男の子だと野球選手、イチロー選手みたいになりたい、女の子だとアイドルになりたい、というのが今のお子さんの姿なので、それを考えると農業をなりたい職業に選ぶ前に、大人達がまず、農業を素晴らしいというふうに皆さんで思うことが大事ですし、そういう社会に福島県がなることが、まず先だと思うので、少し目標としては高すぎるのではないかという気がしました。

議 長

事務局から御説明をお願いします。

農林企画課長

はい。ここのめざす姿というのは、今、武田委員がおっしゃったように、子供たちが社会を担う将来ということで30年程度先を見ているものであります。30年程度先を見て、こういう目指すべき姿を作りまして、その姿に向けた計画期間として5年間ということです。この姿を5年間の目標にしているということではありません。

議 長

説明していただいたとおり、5年の計画はこのあと説明することになると思いますので、今のところは、30年先を、どういうイメージを持って私たちは考えるのかということだと思います。

ほかにいかがでしょうか。

(浅和 委員)

(はい、よろしいですか。)

議 長

浅和委員、お願いします。

浅和 委員

大玉村長の浅和です。

30年先をめざした農業の姿、こういう目標を掲げることは大変意義があることだと思う。ただ、今、私は一村の首長をやっており、農業者の姿を見ているのですが、実際は、後継者がいないのです。いないというより、跡継ぎをやれと言えないのです。たとえば何代か続いた酪農家が、次から次へとやめていっている。ある程度の耕作面積を有していても、他産業に就職して所得を得た方が楽だ、労を多くしてもこれ身に付かない。これについては、福

島県どうこうといっても、どうにもならない、国政に関わることでありますから。だから、これほどまで農家の苦しみを、生活の実態を追い込んでしまった。これはやっぱり政治の責任であり、とんでもないと思う。

食料自給率は40%、つまり60%を外国に頼るなんて。こんなに日本は大国であります。192の国連加盟国のうち、人口8番目、小さい国だといっても60番目です、GDPは2番目なのです。どうしたって日本は、大国なのです。大国であるにもかかわらず、もっとも基幹産業である農業が持続できない。少子化の問題も全国の出生率は平均1.37、東京は1.0、福島県は田舎の要素があるから1.5になっているのです。農山漁村と少子化は連動しているのだ。いふなれば、日本国の姿を考えれば、将来も、日本をしっかりと堅持するためには、出生率が2.07なければ、日本人で日本の国家を堅持できない。それが、なぜ1.37になったのか。要するに、農山漁村の疲弊化であり、これに少子化が連動している。これが国政の誤りであった。そういう面でも、我々はやはり農山漁村の政策をしっかりとやり、国の政策を改めていく、こういう運動を起こしていく必要がある。これは、国に変わるものであります。

しかし、県としてやるべきことはある、そういうことで、この審議会が設けられたと思います。具体的な作文としては非常にいいのですが。

私は今日初めて来ましたが、手元にある資料は、資料2、3、5ですが、もっと具体的に、例えば福島県は、食料自給率を何年後に何%を目指す、それから、どこかにありました、安心、安全の農産物について。安心、安全の農産物というのは、端的に言いますと、無農薬、あるいは無化学肥料、有機栽培こういうことになると思うのです。安全、安心なこういうものを、向こう5年後にどのくらい具体的面積を広げようと、そういう目標設定を考えているのか。

それから、漁業関係ですと、これも輸入関係で農業と同じです。漁業関係等についても、今どんどん輸入に頼っているわけでありますから、しっかりと。冷凍食品とかこういうもの、自給率をどうするかというのを具体的に掲げないと。

ただ、この作文に関して、具体的な数字目標を掲げて、そして、そのためには、県としてどれだけどういう取組みをする、市町村においては、それを受けてどういう取組みをする。こういうことにならないと、なかなか謳い文句だけでは、進んでいかないと思うので。

その辺について、どういうことなのかお聞かせいただきたいと思います。

議長

事務局から説明お願いできますか。

農林企画課長

はい、貴重なご意見ありがとうございました。

先ほどの策定スケジュール、資料1の後ろにあります。資料1はございますか。

浅和 委員

私、資料1ないんだ。  
資料1もないし、2、3、4もないんだね。

農林企画課長

大変失礼いたしました。  
資料1の裏面をご覧いただきたいと思います。今、浅和委員がおっしゃったように、具体的な食料自給率の数字目標や安全、安心のところでは、有機栽培などの面積を出すべきだとの御意見があったのですが、それらについては、10月中下旬に中間整理案のところで審議をしていただくこととしております。このときに計画素案として、具体的な施策なり、指標や目標が出てくるわけですが、そこで御検討していただくかと準備しているところであります。ですから、ただ今御説明申し上げたのは、30年先を目指した、あくまでもイメージですが、いわゆるめざす姿であります。それに対して、この5年間こういった施策を行っていくか、その中には、当然、施策の達成状況を目指す指標等が出てまいりますけれども、それについては、今後の審議会のなかで御審議をいただければと思っております。

議 長

よろしいですか。

浅和 委員

はい。いいですか。  
資料いただいたので、何回も言いますが、福島県は、耕作放棄地が大変多いと思うので。平成11年の農林業センサスで21,700ha位あるのでね、この耕作放棄地を県としてどうするのか、何箇年目標で放棄地を解消するのか、農地によみがえらせるのか。やはり、そういう具体的な施策を数値でもって目標を掲げてそのために予算をどうする、国に対してはどういう当たりをしなければならぬか。福島県は県としての特色ある県政を司っている。県として国に対してあたるべき。そういう具体的なことがきっちり示されないと、何代か続いた酪農家が後継者が居ないために廃業する。悠長なことをいっていたら間に合わない。例えば、大玉の酪農家で後継者が居なくて、この2年のうちにどれぐらい廃業せざるをえないのか。そういうことをすぐに調査して、どういう実態なのか、なんとかして食い止める策をどうするか。早く実態を把握したなら、課題はどういうことなのか。その課題解決のためにはどういう政策を講じなければならぬのか。こういうことをきちっとやっていかなければ、30年先と悠長なことは言っていられない。今の問題を早急にやっていかなければならない。私は現場の村長ですから、現場の声がよくわかってます。

単なる文言整理にならないように。こういう審議会を設けて真剣に福島県が取り組もうとしていることについては、大変敬意を表したいと思う。それだけは、さすが福島県だな、農業どころだなと感謝をしていることでもあります。

議長

はい、ありがとうございます。

当面どうするかということところが、正に問われるんだという指摘もありました。30年後の姿を基本的に確認したうえで、当面5年間どうするかということは、ご覧の5ページ以降になっております。

それでは、そちらのほうに移りまして、事務局から説明したうえで改めてご意見をいただくということにしたいと思います。

それでは新たな農林水産業振興計画の基本方向について、事務局よりご説明いただきたいと思います。

農林企画課長

それでは、資料3の5ページからご覧いただきたいと思います。

資料3、5ページ第3節の目指す姿の実現に向けた施策の基本方向であります。ただ今、会長からお話ありましたように30年程度先を見越して、目指す姿というものを記載した訳でありますけれども、それを実現するために、平成26年度までの5年間の施策の基本方向を定めて、施策を推進していくとしたところです。

1番から6番まであります。それぞれ簡単にご説明させていただきます。

魅力ある農山漁村の形成です。この段落後ろの方ですが、消費者と農林漁業者がともに支え合う絆づくりを全県的に推進してまいります。当然、これには情報発信とか、佐瀬委員がおっしゃたような体験交流、そういったものを通じて、理解を深めるという意味での絆づくりを全県的に推進します。

それから2つ目として、農山漁村の暮らしに大切なインフラを整備しながら、定住化や人と物との交流を促進しながら、地域の活性化を図っていくということです。なお、ここは基本方向ということで、この下に、具体的な施策がぶら下がってくるということでありまして、そして、達成のための指標が出てきます。

3つ目としましては、地域経済の活性化による働く場の確保ということで、現在も様々なところで言われておりますが、6次産業化、農商工連携などを進めまして、農林水産業の振興を図ってまいります。

次の四角です。前段にいろいろ書いてありますが、最後の方、農林水産業や農山漁村に対する県民の理解促進と利用環境整備を図ってまいります。

次の四角では、安全・安心な県土を形成するため、災害に強い森林づくり、農地防災対策等々を進めてまいります。

それから、2番目として農業の振興です。やはり、担い手というのが、一番大事なところであり、担い手の育成、併せて企業等の農業参入を進めるといったところであり、また、農業に就いていらっしゃる方々の経営力等を高めてまいります。

2つ目としまして、食料を安定的に供給することが一番の信念でありますので、遊休農地の解消を図るなど、先程、浅和委員のおっしゃったところです。

また、米粉等の地域需要に対応する米づくり、園芸、畜産など収益性の高い部門の産地化を進めてまいります。

それから、生産力の強化を図るための基盤部分として、農業用水施設、農地、農道など生産基盤の整備と適切な維持管理に努めるということでありませう。

次の ですが、研究開発の分野で省力、低コスト化技術、高品質で多収穫の栽培技術、消費者ニーズを捉えた県オリジナル品種開発等の研究開発と速やかな普及に努めます。

消費者ニーズに対応した多彩な農産物の生産を拡大するというこゝで、消費者に支持される産地としての位置を高める。つまり、福島県農産物の知名度を上げてまいるといふこゝです。

それから、農産物を活用した地域活性化を図るため、農業の6次産業化、また、様々な関連産業、農商工連携と言っておりますが、こゝういふ新たな取組みを進めてまいります。

農業振興の最後、6ページの一番上になります。現在も、食と農の絆づくりとして、先程佐瀬委員から御意見ありました、子供たちを始め、多くの県民に、食や農の大切さを伝える活動を展開してまいります。やはり、食と農の絆を深めることによつて、県産農産物の消費拡大や農産物価格の下支えをしていく、消費者の協力を得ながら価格の下支えをしていきたいという考え方でありませう。

3番目としまして、林業・木材産業の振興です。これも、1つ目、担い手の育成、確保といふこゝで、やはり、経営基盤の強化を図っていかねばならないといふこゝでありませう。

2つ目で、持続可能な林業経営を確立するといふこゝで、高性能機械、路網の整備、施業の集約化、こゝういふ生産基盤の整備を進めてまいります。

県産材を低コストで安定的に供給するため、木材の生産、加工、流通の合理化を進めてまいります。

次に、県産材の利用を促進するため、住宅や公共施設による利用、地域の特性を活かした、特用林産の産地づくりを進めてまいります。

多様な森林の育成、管理技術、生産加工技術など技術開発と、その技術の速やか普及に努めてまいります。

4番目として水産業の振興です。現在も、資源管理型漁業、そして、作り育てる漁業を実施しておりますけれども、この確立をさらに図ってまいります。

それから、いわゆる省エネ機械、高性能機器による操業コストの低減、労力の軽減、こゝういふ漁業経営を確立してまいります。

また、沿岸漁業の生産性を高めるため、藻場とか干潟の保全、人口魚礁、基盤整備を進めてまいります。

消費者に求められる特色ある水産物を提供するため、生産、流通体制の整備を進めます。

最後に、水産業や魚食に対する県民の理解を深めるということで消費拡大を図ってまいります。

5番目として、安全・安心な農林水産物の提供ですが、1つ目、安全・安心な農林水産物の提供を行うための生産技術の普及定着、もちろん関連法令等の順守、適切な生産工程管理を推進してまいります。林産物では、品質向上、管理体制の強化を進めてまいります。

次に、生産、流通、消費の各段階におきます安全・安心の確保に向けて消費者、生産者、流通加工、それぞれの相互理解を深め、それぞれが協力することによって、本県農林水産物の安全と信頼性の向上に努めてまいります。

6番目、自然環境との共生です。環境と共生する農業といえば福島県というイメージを定着させたいということで、現在も日本一であるエコファーマーの拡大を図りながら、有機栽培とか特別栽培の普及拡大を図ってまいります。

また、地球温暖化防止に向け、森林、農地、藻場の適正な管理を行います。

併せて、地球温暖化に対応する研究と技術の普及に努めてまいります。

森林の多面的機能の発揮に向け、森林の整備を進めるとともに、木質バイオマスの利用促進などに努めてまいります。

それから、森林を守り育てる意識を醸成するために、森林ボランティアの活動や森林とのふれあいなどを支援し、県民参加の森林づくりに努めてまいります。

最後に、農山漁村の果たす多面的機能に対する県民の理解を促進し、農山漁村の環境保全活動の拡大に努めます。

ということで、1番から6番までの施策の基本方向ということで御説明申し上げます。

もう一つ、資料4をご覧いただきたいと思います。ただ今申し上げた基本方向をまとめまして、それぞれにキーワードがあります。一番左側に時計文字の から まで、基本方向の項目を記載しております。例えば、魅力ある農山漁村の形成で、絆づくりを進めると説明しましたが、主なキーワードとして消費者と生産者の相互理解の促進、農林水産業への理解促進、こういうキーワードを基に今後、施策を考えていくという意味でまとめたものであります。全部はご説明申し上げませんが、それぞれ1番から6番までございます。

また、2番目の農業の振興の中で農業振興審議会の審議事項という囲みがあります、これにつきましては、こちらで御意見をいただくことを考えております。

次のページ、3番目の林業・木材産業の振興については、今後開催される森林林業振興審議会の中で、様々な御審議をいただくことを考えております。

水産業の振興につきましても同様です。

次の5番、6番については、農・林・水の共通部分ということで、それぞれの審議会から御意見をいただくことを考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。以上です。

議長

ありがとうございました。  
振興計画の基本方向と施策分野について、御説明いただきました。  
ご質問、ご意見をお願いしたいと思います。

岸委員

それではよろしいですか。

議長

はい、岸委員お願いします。

岸委員

先程の浅和委員の意見と似ているかもしれませんが、2番の農業振興に関するところ、担い手についての話ですが、新規就農者について、新しい総合計画における指標候補に出ていて、既に平成20年新規就農者数が98人で、26年210人という指標が見えてるのですが、実際には離農しての方の数と新規就農者の数の差が大事で、担い手の実質的な増減が見えてないので、前ににも質問したことがあるのですが、新規就農者が210人しか増えないのでは、戦力としては落ちてきてると思うのです。離農者の方が、かなり多いのではないかという気がしてますが、その辺はどうなのでしょう。

議長

はい、お願いいたします。事務局の方から。

農業振興課長

農業振興課です。新規就農者の数ですが、現在、161人となっております。そこに出ていた98人は、昨年の数でありまして、今年には大幅に伸びております。今後5年間の目標とした数につきましては、210人程を想定したいと考えており、35年くらいの世代交代を考えた中で、これから育成すべき担い手の数から見て割り出しているところです。

ご指摘ありました実際に定着している状況はどうか、その差引きの部分の部分が大事だということですが、それにつきましては、就農後の数を今後確認しながら、実質的に定着する施策について検討してまいります。実際どこまでの数がどうかということをごきちと押さえていないところがあります。現場ときちと連携をとりながら、その辺の数をきちと押さえた上で、定着に向けた施策にしていきたいと思っております。

議長

岸委員、いかがですか。

岸 委員

私の質問の仕方が悪かったようです。新規就農者はいいんです。ですが、離農してる人の数はないんですか、と。新規就農した人の数ではなく、今まで農業をやってきた人は減ってないんですか。その差引きが実質増になっていないと。そこが実質増になるように目標値を組んでいただきたいのですが、その辺はどうなんでしょうかっていう質問です。

農業振興課長

はい。実際に離農した人の数につきましては、数字として押さえきれてないところがあります。私どもでは、1年間に新たに農業に就いた方を調査しているところですが、離農部分については把握していないということです。

岸 委員

それでは、就業者数というのは、現在農業している人の数はつかんでいないということですか、県としては。

農林企画課長

就農者数は、国の統計の中で捉えております。

岸 委員

県ではやっていない？

農林企画課長

県ではやっておりません。

岸 委員

国の統計では、5～6年前の数字ですよ。私の記憶ですと、国の統計では、年間200人～300人の減りではないですよ。これでいくと、どんどん農業者数が減っていくという結論になるのではないかと危惧するのですが、いかがでしょうか。

次長

議長。

(農業支援担当)

議長

はい。お願いいたします。

次長(農業支援担当)

新規就農の目標と現実的な農家の就農確保というのは考え方を違うようにして設定しております。といいますのも、岸委員がおっしゃるように今後高齢化が進めば、当然農家の方はある一定の率で減っていくということは認識しております。新規就農の場合は、そういった状況の中で、農林業センサスをベースにして、集落の中でどのくらいの方を新規就農者として確保していくか。担い手として位置づけていけば、35年というスパンの中でその地域の1集落が40町歩の集落だとすれば、その中で一人か二人の方に将来担ってもらおうという考えの中で、農家の方の就業期間を35年くらいと想定すれば、福島県で何人くらいの方を農家として確保していけばいいかという設定をしております。私どもとしては5年

後までにだいたい8,300名くらいを確保しておけば、評価の仕方も、営農の類型もいろいろありますから一概には言えませんが、本県の農業の中核となる方には、ある程度担っていただけるのではないかと、全体の位置付けをまずしまして、では、毎年何人を確保していけばいいかということで平均210名を想定したわけでありまして、ですから、例えば、大きい100名とか150名くらいいる集落ですと3名の方には将来頑張ってもらいたいとか、そういうことを積み上げて一定の数字をあげたもので、傾向値としてこれから高齢化に従って、農家の方がどんどんやめられてリタイアしていくということと連動していないものですから、具体的には、今ある集落に20戸の方がいたとして、将来は1戸か2戸のところ頑張ってもらえないかという施策でやっておりますので、就農者の確保目標と現実的な減少数が一元的にリンクしている数字ではないということでご説明させていただきます。以上です。

岸 委員

はい、分かりました。ということは、当然、1戸の規模を大きくしていこうというのと連動しているということですね。

伊藤 委員

東北大学の伊藤です。今日は、途中退室しますので、先に少し意見を言わせていただきます。

先ほど、岸委員の話にもあったのですが、それから浅和委員からも、データにきちんと基づいた施策を展開すべきだということだと思います。

私も今回の資料を事前に読ませていただいて、特に今議論になっている、めざすべき姿と施策の分野について、この資料3と4に関して、一つ、二つあったのですが、そのうち一つは、データベースを整理する必要があるだろうということです。

しかし、全体的に非常によく練られていている、作文だという話もありましたが、よく考えられて、よくまとまっている県のプランの原案だろうと思っております。そしてそれを具体的な形で施策の中に展開していくときに必要になるのは、きちんとしたデータに基づいた姿を出せるかどうかといったところに関わってくるのではないかと、岸委員からも話ありましたが、意外と農林水産関係のデータというのは、整備されています。ただ、国の農林水産関係のデータが、急速に体制が脆弱化して、将来その維持が難しいという状態になってきています。その意味では現場で、市町村ないしは都道府県の中でそういうデータベースを作っていく必要があるだろうと思います。

それから、具体的に何人がというよりも、何人の就業者がいれば福島県の農業は大丈夫だという話で、人数だけ一人歩きすると大変なのは、例えば、米価が今、1万円、1万2千円とか、これが1万円を切ったら500万円の農業所得を確保するのに100ha一人でやらなくてはならない、そんな試算になってしまいますね。ところが、そんな農村とはどんな農

村か。500haの村で5人でいいよというような村を目指すのかどうか。やっぱり、それは違うから、米以外のものを組み合わせたらどうかというようなプランがおそらく出てくるだろう。そのためにも、やはり農地に関するデータ、一筆ごとのデータを整理する必要がある。

これは現場に行きますと意外と所有者と利用者が無茶苦茶になっている実態がたくさんあります。相続が発生して初めて、自分の農地だと思っていたけど違う人が作ってる、それを家族すら知らないという話です。

こういうことを解消しようということで国が一昨年以来、農地情報システムを作ろうと言っていますが、必ずしもあれに乗る必要があるかは分かりません。ただ、圃場ごとのデータベースをきちんと整理していくことによって、30年後というのは、非常に先の長いプランなので、こういう理想的な姿になるしかないのですが、5年後、10年後のより具体的な姿を描こうとする時に、そういうデータベースが必要だと思います。

これは事務局にお願いですが、生活とか生産基盤のデータベース化をぜひ主なキーワードの中に取り上げていただいて、具体的な施策としてデータベース化を支援するというのを位置づけていただきたい。具体的に資料4でいきますと、おそらく基本方向の1番目、魅力ある農山漁村の形成のところの基盤の整備に入るのかと思います。一つお願いします。

あと、資料4の大きな2の農業の振興という中に流通消費という分野があります。ここにマーケットインとか、販路拡大、消費拡大、地産地消、輸出促進といろいろあります。マーケットインとはよく言われますけど、そろそろマーケットインという言葉も定着したので、新しい言葉が必要になってくるのではないかと。確かに、既存に展開されているマーケットに入っていき、受け入れられる取組みをすることも大切ですが、それだけでなく福島県産品を買ってもらい、そういうファンを作っていく必要がある。何度かお話をさせていただいていますが、福島県産のマーケットを作っていく、創造していくような用語もポジティブな姿勢として重要なのかなと思っています。

以上、2点ほどですが、今後、より具体的な原案を考えるときにぜひ検討していただければと思います。

議長

ありがとうございます。意見を出していただきました。事務局の方でこのことについて何かあれば、よろしいですか。

ご意見として伺うということでもよろしいでしょうか。

浅和 委員

よろしいですか。

議長

浅和委員、お願いします。

浅和 委員

資料4について。説明を伺ってもっともだなあと感じました。それに

全体に目を光らせて行き届いているな、と。施策の基本方向なり、分野なり、主なキーワードということで。

ただ、先程も言ったように、今の農山漁村は、5年後、10年後、30年後なんて、そういう状態ではないです。例えば、福島県は1年間に12,700人、人口が減ってるんです。県内で人口が増えてるのは、1市5町村だけです。どういうところが人口が減ってるかというと、農山漁村です。農山漁村というのは、人間の健康体でいうならば、日本列島が一つの体とするなら、農山漁村は病にかかっているのと同じなんです。だから、急を要するんです。その認識を持っていただきたい。そういう認識を持って、この施策の基本方向なり、分野なり、主なキーワードなど、ぜひ、先程言ったように、実態を把握して、早く課題をつかんで、どう施策を打つかということを急いでいただきたい。そうでないと、ただの謳い文句に終わってしまいますよ。それをまず言っておきたい。

それから、2番の農業の振興。企業等の農業参入支援の考え方についてどういうことかお聞かせいただきたいと思います。

議長

はい。ご質問がありましたので、事務局の方で説明お願いできますか。

農業担い手課長

はい。農業担い手課の芳賀と申します。企業の持っておりますノウハウなり、資本なりを導入いたしまして、一つは企業等が入ってきたときに、地元雇用ということで、雇用の創出、二つ目には、特に食品関連の企業でありますと、販売ノウハウを持っておりますので、これらを借りて地域の活性化を図れればと考えております。

浅和 委員

今、雇用につなげたい。それから販売につなげたい。地域の活性化につなげたい。こういう考えのようなんですが。実際には、末端である地域での、本当の農山漁村の活性化というのは、そういう企業等が来ても、その地域の活性化となりうるかというとそうではありませんよ。例えば、北海道に、何とかというトマトが、大面積ありましたが、大失敗しました。太鼓叩いて地元でも歓迎したんですよ。それが、いまだに破産した状況で後片付けもしない。これは、農業新聞に出ていました。

だから、基本的には、あくまでも農魂。農業人としての魂があるんです。地域を本当に生かした農業の振興、農山漁村の振興、これは代々続いてきた農魂精神というのがある。だから、勤めに出て、農業やりたくてもできない、そういう場合には、地域の農業は地域で守る、そういうことに県は、頭をちょっと変えてもらいたいと思う。企業というのはあくまでも営利追求で、ソロバン勘定ではないですか。儲けるときは儲ける。損したときのことは？絶対続くわけじゃないんです。農業というのはそういうものではないんです。気候にも左右されるし。この歴史と伝統とその地域を築いてきたのは、やっぱり地域の方々が、多少ソロバン上合

わなくても、農魂精神といいますか、そういうもので築いてきたわけです。今においても、これからの農業を支えるのも、分かりやすくいえば、地域の農業は地域で。例えば、都合でできなくなった場合は、地域の認定農業者とか農業委員会のような方が介在して、斡旋をする。

だから、私は質問していたんですが、県が、企業等の農業参入支援をすることは、私は反対です。これは、その農村を抱えている自治体の首長とか、或いは真剣に地域の農業をこれからはもしっかり地域で守っていくとしているとき、企業の農業参入を掲げて県が積極的に進めようとするならば、これは地域崩壊につながります。そういうことを申し上げておきたいと思います。

議長 はい。これは浅和委員の意見ということでどうですか。

浅和委員 審議会委員の一員として、私は考えを申し上げたわけですから、あとは皆さんがどう考えるか、座長には諮っていただきたいと思います。

議長 それでは今、諮ってほしいということですので。  
例えば、資料4にある企業等の農業参入支援という部分をカットしてほしい、ということですね。

浅和委員 分かりやすく言えば、そういうことです。

議長 はい。委員の中でご意見等あれば、お願いしたいと思います。  
まず、武田委員お願いします。

武田委員 浅和委員から企業等の農業参入支援については、反対とおっしゃっていましたが、私は、反対までは断言できません。というのは、やっぱり、県の農業が発達すること、農家さんの収入が増えることにつながれば、素晴らしいことだと思います。少し浅和委員の話から外れるかもしれませんが、仙台で経済産業省支援の「にっぽんe物産市」というのがあるんですが、先日、そのコーディネーター募集の説明会に行ってきました。私がコーディネーターになりたいというのではなく、どんなことをやっているのかを聞きたくて行きました。そうしましたら、地域のリーダーみたいな方を育てて、そのリーダーが農林水産業に携わっている、例えば、流通とか販売について、生産についてはとても詳しいのですが、流通販売についてちょっと不得手だという方の代わりに流通販売をされている方を育てるとというのが「にっぽんe物産市」でした。

そこで、会津の米屋さんが出ていらっしゃるしまして、ちょっと仕組みは忘れたのですが、会津地方の過疎地域で細々と生産されている農家のとても素晴らしい農産物を首都圏の丸井さんとか大手のデパートさんに、

代わりに販売交渉するというのをやっていた。それで、一流の料亭さんのところに持っていかれて、その料亭さんに認められて。息子さんにも家業を継がせられないって言っていた方のものが認められて、これが口コミで広がって。「ガイアの夜明け」というテレビ番組でやりましたので、それを見てすごく感動しました。

やはり、地域で頑張っている農家さん、生産者さん、漁業関係者もそうなんですけど、そういう方のご苦労が認められること、あとは経済が潤うことがすごく大事だと思うんです。そういうことを分かっている企業をコーディネートするということでしたら、賛成だと思いました。ただ企業を受け入れるのではなく、審査とか、或いは、地域のことをよくわかっていらっしゃる方が間に立つようなそういう仕組みだったら、とても素晴らしいと思います。

行政でやれることは限られていますが、例えば、エコファーマーはこれだけいるよと宣伝してますというのではなく、それを民間にどうつなげていくか、あるいは、民間の頑張っている方を支援するような、育てていくような働きをもっとしていただきたいなあと考えています。

浅和 委員

いろいろな考えの方がいても良いと思います。あなたのような考えの方がいても良いと思うんです。私は、基本的に本当の地域の活性化を図るということは。

農家の方がたくさんいても耕地が荒れて、何でかという生活できないから。だから、他産業へ行ったり、弁当持って働いているわけです。農業で生活できるならば、農業やりたいんです。そこにボンと企業が来て、それで豊かになるのか。先祖伝来続いた地域の農地が、農地として地域のためになるのか、地域の宝として守られていくのか。農地というものは、そういう生易しいものではない。目先の儲けとかで左右される、そういうものではない。やっぱりもっと奥深い農業人としての、先ほど農魂精神と言ったけれど、そういうことで。だから、都合で農業ができなければ、地域に認定農業者とかいるわけですから、農業で生活を立てる、そういう方に貴重な農地を。農業委員会はそういうためにあるんですから、流動化を図って、農業の方に土地を耕してもらおう。それが本当の地域に根ざした、地域の宝の土地として将来ともに持続していくことになります。

そういう意味で、企業等の農業参入を県が支援するというのは、私はいただけない。私は、現実に自治体の首長として、農家の実態を見ています。いろんな方が入ってきます。我々が眼を光らせているんですが、土地利用計画上、ここは農地でも大玉村のために農地以外でも活用しなくてはいけない、ここは農業でやっていこう、そういうところにきちんと斡旋をして、農業委員会の方にお世話をして、耕してもらいましょう、と。

そのため、耕作放棄地対策協議会というのをうちで立ち上げたんです。耕作放棄地を対策協議会の名の下に解消しているんです。3年間を限度に、毎年、地主との契約になりますが、そして農業委員の方に、その間に認定農業者の方とか、作付けをしますよという方に、斡旋をしてもらって、大玉村の土地は大玉村の農業者に耕作してもらいましょう、ということで今、努力をしているんです。北海道の例を挙げたりしましたが、自作農地から耕作農地にということで、今のような考え方で、いったん間違えますと、(企業が) だあっと来てこれは良い所だなと札束持ってきて、だあっとここ何百町歩買いましょう、と。そういうことも考えられないわけではないんです。だから、それぞれの自治体、それぞれの地域の土地は地域で守っていこうではないか。荒れているところは耕して、しっかり農地に甦らせて農産物を作ろうではないかと。しかも農業でやっっていこうという認定農業者の方が、それぞれの地域にいるではないか、そういう方にしっかりと耕作をしてもらおう。今までもそうでしたし、将来もやっぱりそういうことでいかないと日本の農業はますます魂がなくなっていくですよ、と。JAとも絡んでくるんです。要するに企業は生産したものは自らが販路も(持つので)、JAとかが全く関わらなくなるんです。そのままどんどん進んだら、真綿で首を絞めるがごとく農家の生活は苦しくなっていくのではないかと。私は、長年ずっと見てきてますから、そう考えています。いろんな考えの方がいても良いと思いますが、私はそのように考えているところであります。

議長

はい。他の委員の方にもお願いしたいと思います。

先ほど、手を挙げていた方。まず、柏村さんからお願いします。

柏村 委員

農業者として(発言します。)私は、ホントに農家一筋という感じできました。私の場合は、農業をやりたいと言うことで嫁いで、親から(経営を)譲られた時は30代だったんですが、当時はどんぶり勘定の経営だったんです。それを私が、いろんな研修などを受けて農業経営の基盤を作ってきました。これまで政策自由化とかオイルショックとかいろいろありましたが、大変なりにも何とか助けていただいて乗り越えてきました。(自分たちでやれることは)やるだけやってきたという感じです。私はそういう農業者になれたかなと自負しています。

今までそういうことを乗り越えてこられたのは、やっぱり仲間とか地域とかで助け合ってきたことが一つです。

最近、私の住む矢吹でも、ほ場整備が始まり、工事が進んでいるんです。そういう場合、(大事なものは)後継者なんです。もとは学校の先生だったり、東京にいた方も戻ってきたりで、そういう方達と温泉で一緒に泊まってやれることが楽しいです、本当に。

うちの息子も、3月から農業を始めたんです。私たちの子どもも川で

(泳いで)育ったんですが、息子も(そういう環境と)転勤がいやだということで、就農したんです。経済面では、大変ですが、息子に聞いたら、「(農業は)いいよ、楽しい、(まだ)見習い中で納得はいかないけれども。子どもともたっぷり接することができるし」と、そんな感じでした。こちらは、収入のこと、お金(の心配)ばかり考えていたんですが。息子には、農業経営を自分で計画して、これからやっていきなさい、こちらのことはあまり当てにしないでやってきなと言いました。これからどういう生き方をするか、私たちは見守っていきたいと思っています。

(私の地域では、)Uターンや新規就農の方とか5、6人以上後継者になったんです。みんなで一から草刈りやったり農作業とかをしていく、そういう地域なんです。農業機械の共有とか情報交換とかで私も参加させていただいています。みんな自分なりの経営をきちんと持って、結構頑張っていてそれなりにみんなが満足している、そういう生き方をしています。(自分で)値段を付けられない状況や市況に左右されながらも、自分の経営を頑張っている方もいっぱいいます。そういう意味でも、家族間とか地域の繋がりとか仲間作りとかがあり、農家経営というのは良かったなと思っています。以上です。

議長

はい。それでは、岸さんお願いいたします。

岸委員

柏村さんは大変幸せな生活をされていて、幸せな農業者だと思います。そういう人がたくさんいてくれば、こんなに日本の農業、福島県の農業が疲弊してないと私は考えています。

先程、大玉村長さんから、企業が入ると、企業は儲からなくなったらすぐ逃げていくという話をされたわけですが、今企業はそういうことをすると、社会からシャットアウトされてしまいます。今の世の中、消費者から後ろ指を指されたらもう、その会社は終わりです。(例えば)かつての雪印乳業がなくなりました。

企業の参入を許さないのであれば、今疲弊している農村がどれだけ立ち直れるかを考えると、非常に問題があるだろうなという気がします。企業も確かに儲からなければ逃げたい気持ちになるけれど、逃げたところでその企業はなくなってしまいますので、農業者が逃れられないことと同じように企業も参入したら逃げられないと思うので、それでも進出することは別に悪いことではない。企業もものづくりの会社ですから、ものを作ることに命をかけているので、農業だから出来ないとかそういうことはないと思う。その辺は考慮してよいのではないかと私は考えております。以上です。

議長

ありがとうございました。武田さん、先程、手を挙げていただきましたが、よろしいですか。

武田 委員

先程の浅和委員のお話に戻ってしまって申し訳ないですが。

私は、郡山市に住んでいまして、民間で始めた農学校に参加させていただいています。遊休農地をお借りして若手農家さんの指導のもと、無農薬で、本当に小さい畑仕事をお手伝いしてます。自分でやってみて農家さんのご苦労とか畑仕事の大変さというものがものすごく分かります。

郡山では、そうやって地域の中で農家さんと民間、または消費者の方も加わって、町おこしをやっており、人口が多いので、そういうことが可能ですが、地域でできないような、過疎化している地域もあると思うのです。私も郡山近辺しか知らないのですが、会津の方は事情が分からないので、間違ったことを言っているかもしれないのですが。先程、過疎化が進んでいるという話と併せて地域のことは地域で（守る）、というのは少し矛盾があるような気がしました。

確かに企業の参入支援は慎重にしないといけないということは、私もそう思います。何でもウェルカムではないですが、そこに地域のことをよく分かっている方などがコーディネートすれば、うまくいくこともあるのではないかなと考えて意見を申し上げました。

議長

はい。佐瀬さん、お願いいたします。

佐瀬 委員

企業の農業参入ということですが。

以前、農業委員をやっておりまして、当時話題になっていたのは、いわきのトマト工場についてでした。農地行政でも、企業は強引なところがあって、（普通では考えられないくらいの）あれだけの面積をハウスを建てて農業経営をやるということでいろいろと話題になったところがあります。

私も、耕作放棄地とか、離農者の農地に関しては、やはり地域の担い手にまず話をし、企業の参入はその次でいいのではないかと申し上げたいと思います。また、企業の中でも、県南地方のサイゼリアの農業経営など話を聞いてみますと、地域に密着した農業経営をされていると言うことで、企業といっても共感のできるところがありました。

これはケースバイケースで進めていかなければならないと思いますし、農地法上の取扱いが今回変わりました、企業の農業参入が始まった経過があります。これには、農業委員会が、参入を許可するかしないかを判断していただいていると思っています。

私ども会津若松では、新規就農者（育成）ということで、取り組んでいます。今地域で、新規就農してやっておられる方は本当に一生懸命にやっておられる方が多いです。例えば、地域の青年クラブとかそういうところの会長をしたり、ホントに地域にとけ込んで、一緒に農業をやっております。

先程も申し上げましたが、新規就農のセミナーを開催して、(担い手を)確保したい。地元だけではなく首都圏、それから大学の卒業予定者とかそういう方に声をかけていこうと取組みをしております。

全く企業の参入を許さないということではなく、ある程度ケースバイケースでよく議論をしながら決めてよるしいのではないかと、そういうことです。

議長

どうもありがとうございました。他にいかがでしょうか。  
但野委員お願いします。

但野委員

今までの話を聞いていますと、いわゆる担い手をどうするかという話になっているわけですが。自分の一生を振り返ってみたとき、一番農業の素晴らしかった年代はいつだったか。実は、40年代なんです。オリンピックが終わって日本がようやく食料を完全自給できる、そして40数年になるとようやく基盤整備が果たされる、その頃農家の目は生き生きとしていた。それは何でかということ、一つは経済的にサラリーマン並の自立が出来ている。もう一つは心にゆとりがあった。それがどういう形で表れるかということ、私もやりましたが、毎年植林をしていました。そして、夏場の時期は蜂に刺されながら下刈りをしていた。冬が来ると、当時はまだ農家の住宅は一部茅の屋根で、その茅屋根を解消しようと農家の人達は一生懸命、孫の代に切るための木を植えた。ここ(の資料)に書かれている内容は、その当時からすると、一体何がこういう文章を作らないと駄目になった(のだろうか)。そこを反省していただかないと私は駄目だと思う。森林と農業を分けている。しかしながら農家は農作業をしながら山をやる。イコール水をきちんと管理する。それを分断する行政はいかがなものか。世界的に言われているのは牛肉1キロつくるのに1トンの水が必要だ。つまり水1トン買っているのと同じ。日本は山地水明に恵まれていると言われています。だとすれば、それをどう守るかを考えたときに農業と林業を切り離すのではなくて、より密着した中で経済的に自立できるよう農家をサポートする姿勢、私はそれが必要だと思います。いくら論議しても、腹が減る状態では農家は絶対出来ません。ですから腹八分目でもきちんと食わせていけるような経済的な自立を誘う、そうしていかないといくらここで後継者うんぬんといっても育ってこない。サラリーマンは定年間近になって700万、800万、或いは1,000万、そして退職金がもらえる。農家は、65歳以降年間70万円の国民年金。退職金に相当する40年間に経済的に生み出す努力ができる余地をきちんと与えていくことが大切。その部分が欠けているわけですから家にはいるけれども他産業に出ざるを得ない、そこに一つは問題がある。親につく、或いは集落の先輩につくことによって技術を習得してそれを積み重ねていって集落をどうするんだ、集落の水をどうするんだ、農地

をどうするんだという知恵をつくる時代をなくしちゃっている。先輩から連綿と受け継がれている知恵や伝統を重んじないで、いくら後継者を育てようとしても2、3年で逃げ出さざるを得ない。基本的に昭和40年頃の農家のゆとりと今ではどこが違うのか。それをきちんと洗い直しをすると主なキーワードがなるほど矛盾している、或いはこれだけの文章では言い表せないものがあるなど、私は思います。農家が生き生きしていた時代を思い起こして、分からなければ先輩に聞いて、そういうところでの修正をお願いしたいと思います。

議長

はい、どうもありがとうございました。まず生活できること、それがきちんと見通せるような計画にすべきだということだと思います。

ほかに御意見ございますか。はい、どうぞ。

富塚 委員

企業の参入について、各委員の皆さんがそれぞれの立場で意見を仰いました。しかし、これを議論するときには分けて考えないといけないと思うのです。福島県でも全国でもいいのですが、農業といっても畜産の場合もあるし、お米の場合もあるでしょう、色々あります。トマトをやっている方も、白菜をやっている方も（いるでしょう）。面積によっても違いますし、耕作者一人一人でも違うと思います。そこでどうするかというと、農業は（事実上）自由化になりました。お米を自由に売っていいんです。でも国としては、減反のための色々な助成をしています。ではどうするのか。本来は自由化だから兼業でやっている人と専門にやっている人（がいる中で）、自分の耕作放棄地をやれない人が多くなった。そうするとどこの視点で求めるかだけだと思います。こういう時代ですから、私は企業が参入しても、地域の中で考えていくことであって、これに賛成とか反対とかいう立場ではなく、地域で考えればいいことであり、一部の地域と全体的な地域では全く分かれると思います。地域によっては企業の参入もやむなしと言う、自治体なり、或いは生産者、その地域がどう考えるかだと私は思っています。自由化していますから、本来は（販売価格が）安くなればやめていくんです。本当は力のある人だとか、個人でどのくらいまで耕作できるか、或いは畜産なら何頭（飼育）できるのかというのは、限界がみんなあるわけですね。本来なら農業者みんなが集まってつくればいいんです。でも一人一人で行っています。ですからそこに大きな無駄もできたし、農家の皆さんがそれをきちんとやればいいんですが、それぞれの地域でなかなかまとまらず、ほ場整備も進まないところもあり、山間と原野、また気候と色々違う。農業と一言で言ってしまうと何も出来ないと思います。農業といっても色々な分野があってそれぞれの立場で違うと思いますので、私は企業の参入についてはやむなしと思います。

浅和 委員

今までの話について、私は先程のとおり持論がありまして。農山漁村の地域を全面的に携わっている自治体というと町村自治体なんですね。そういう立場で私は主張しているのですが、少なくとも県の施策に、企業等の農業参入支援を入れるということに私は異議ありと言っているのでありますから、農山漁村の自治体、つまり町村の自治体が頑張っているわけですから、そういう意味で話をしているので、それぞれの考え方があるでしょうが、私は農業というのは、そんな簡単なものではない(と思う)。市場原理主義だから仕方ないと言っているのではなく、やはり改めるところは改めていく、農業とは市場原理主義でいいのか。これは思想とか心情、それ以前の問題だと。先ほど日本は大国だと言いましたが、先進国で(食料)自給率40%などという国はどこにもないんです。少なくとも先進国であるなら、日本国民の食料ぐらいは安心、安全な食料確保、こういう運動を展開していかなくてはならない。そうでなければ国民不在の国家になってしまう。ですから、これからは声を大にして、自給率は国家の支援においてしっかりと確保するのが当然ではないか、世界の先進国はしっかりと確保しているではないか、どうしてそういう施策ができないのかと(言っていくべき)。食料の確保はイロハのイだろうと。昔から「衣食足りて礼節を知る」という言葉がありますが外国からの輸入に頼っていて本当に保障できるのかと。世界には飢餓に苦しんでいる人が10億ほどいる、年間に飢餓で死ぬ人が500万人くらいいるんです。そういう国民がいるのに、日本は市場原理主義だから世界の食料輸入国であって、世界の大国がそれでいいのかと。こういう視点で我々は考えています。そういう考え方で県という機関が、企業等の農業参入を支援する、こういうことを謳われるというのは私は容認できない。

議長

議論がかなり企業参入の問題に収れんしており、賛成反対、色々あります。では、部長の方から。

農林水産部長

こちらで原案を作成した、キーワードを入れた考え方について改めてご説明させていただきたいと思います。現在、大変厳しい経済状況の中で、我が国の産業構造も色々変わってくるという域にあるわけがございます。その中で地域がどのように産業を盛り立てていくかという中で、選択肢の一つとして農林水産業が大きな脚光を浴びているという現状があると思っております。そういう中で、例えば地元の建設業ですとか、建設業という業態だけではやっていけないという状況になってきているわけで、その時の選択肢の一つとして建設業単体から、例えば福祉の分野とか、或いは農林水産業の分野とかに進出するというケースも考えられるわけがございます。また、浅和委員がご心配されているように、中央から企業が来て農業に参入するというケースも考えられるわけですが、先だって(7月)24日に企業の農業参入支援ガイダンスをやらせていただ

きました。70数社の参加企業のうち、大半は県内に根ざした企業でございます。本県の各地域における産業構造をどうしていくのか、その一つとして企業がいわゆる地域に根ざした農業を営んでいくということについて、県としてこれからの産業構造のあり方の選択肢の一つとしてあり得ることだと思っております。支援と申しますのは、例えば農業のノウハウなどの技術的支援、或いは経理面での支援というものもございまして、金銭的な支援だけではなく、全体的に地域のみなさんと参入意欲を持った企業がどのようにお互いに折り合いを取りながら地域の中で農林水産業を営んでいけるかという視点での支援をしてまいりたいと考えております。新たな農林水産業の振興計画の中で、私どもとしてはやはりこれについてそれぞれの地区で、普及部を持っている部署として当然ながらやっていくべきことであろうと思っているわけでございます。いずれにしても、今回の農地法の改正にもございましたが、企業の参入がしやすくなった反面、地域の農業に大きな影響を与えないこと、大きな影響を与える恐れがある場合には、農業委員会は許可しないなど、色々な条件がついていますので、私どもとしまして、この計画に組み入れていく考え方として、地域の産業構造を考えた場合に地域の企業自らがそういった分野に進出していく、或いは進出するに際して地域とどのように上手くやっていけるか、ということについて様々な支援を行ってまいりたいということでございます。確かに企業が入って、悪く言えば少し手を出して採算が合わないからすぐに引き上げていくという恐れもあるわけで、やはり地域とのマッチングが大事だろうとも考えてございます。そういう意味で先日開催したガイダンスについては地域と企業、それぞれ引き合せをいたしまして、合意できるものから手をつけていくということを考えておりますので、そういう面での施策展開について御理解をいただければと思います。

浅和 委員

私は立場上信念を持っていますから、一言言っておきますと、これは自治体に任せたらいいのではないですか。県の施策に企業等の農業参入支援を入れておく必要はないと思う。(そこは)自治体に任せて自治体それぞれに判断されればよいと思う。うちは企業を受け入れした方がいい、うちの方は地域の農業は地域できちんと守っていく、そういう自治体もある。県が企業等の農業参入を支援するといえば、県が支援するのだということになるわけです。ここで書くと県はそういう姿勢に立っているのだ、と。部長の言う事は分かります。

私がそう言っているにも関わらず、あとのみんなが良いとなればそれはやむを得ない。ただ、農業というのはそういうものではない。

柏村 委員

耕作放棄地もかなり増えております。企業の方にも耕作放棄地を少しでも直して、自然に戻していただけるような内容で書いてはいかがでし

ようか。農作業を行うにしても我々の体力にも限界がありますし、お金もかかりますので耕作放棄地を全て請け負って経営することはかなり難しいと思います。規模拡大といっても自分たちの生活範囲とか労働範囲は決まっていますので、耕作放棄地を全て請け負ってやるわけにはいきません。耕作放棄地を増やさないため、(参入企業を)利用していただくという意味で、こういう施策を作ったのかなと私は思いました。

議長

議論が(企業等の農業参入に)集中しております。意見をいただいている方もまだおられますが、皆さん(それぞれの主張については)それなりに理解いただいたのではないかと思います。浅和委員が仰ることは理解しましたが、企業の農業参入について、県としてはっきりと打ち出すべきではないかという意見を審議会としてまとめる段階ではないと思います。一定の条件なりを付して企業の農業参入を進めていくべきとの意見もございませし、それなりに意味があるとの意見もございました。この点についてはいかがですか。

高田 委員

企業の参入については、私も少し考えていただかないとまずいのではないかなと思うんです。と申しますのは、どうして農業がこのようになってしまったのか。それは、別の方法で企業が参入したからなのです。つまり、外国のものをどんどん輸入して、農業をやっている方にそれ以上のことを行政がやっていけばこんなことにならなかったんです。今度も、それと同じようなことをやろうとしているんです。農家の人達が頑張ってきてやってきた、でも駄目だから企業に手を入れてもらうというのが結論だと思うんです。果たして農業を一生懸命やっている方々が、きちんと採算が合う農業をできるか。私も少し問題があるのではないかなと思います。先ほど部長が申してましたが、それは少々いかななものかと考えるわけです。企業の参入については少し問題がありますけれども、それ以外の部分、30年先を見越して農業の状況を考えてやろうというこの心意気はやはりずっとやっていかななくてはならないことだと思うんです。

人口は現在1億、将来は7千万人ぐらいになるのではないかな、また、食料を消費する人がいなくなるのではないかなと思うんです。しかしながら、それ以外にも消費する方法があると思うんです。今少し芽が出ているところですが、中国への食料輸出だと思うんです。国だけでなく、県の段階でできないものかどうか、福島県の米を何とか輸出できないか。それができれば減反をする必要もないし、おそらく牛をやっている方も大変だということはないのかなと思っています。何故かということ、中国の1億いる富裕層の方はわざわざ日本に来て、日本の米を買っているんです。わざわざ高いものを買って食べている、つまり、日本はいかにして安心、安全なものに力を入れて作っているかということ、そういうことを押していけるような農業の施策をやっていけないものかなと思っ

ています。

議長

ありがとうございました。企業の農業参入問題について、色々意見が分かれておりますのでこれはペンディングにさせていただきます。次回の審議会でもさらに具体的な施策を県の方で出していただければと思いますし、そこでもう少し揉むということではいかがでしょうか。今日のところはここで決着をつけるというのは避けたいと思いますのでその点よろしくをお願いします。

それ以外の件についてご意見いただきたいと思います。

今、御質問いただいた海外への食料輸出について、もっと力を入れてやっていただけないのかと、そういったことへの見通し、新たな計画ではどのように盛り込まれるのかといった御質問だったと思いますがいかがでしょうか。事務局の方から御回答いただければと思います。

農産物流通課長

米の輸出についてでございますが、中国につきましては植物検疫の関係で、中国にはまだいないカツオブシムシ類を持ち込まれては困ることがございまして、それを国内できちんと処理できる場所として、現在、全農パールライス東日本株式会社の神奈川工場が、綾瀬市にあるんですけども、ここだけが中国から承認をもらって輸出できる場所となっています。新たに許可をもらってやることもできますが、それには1年以上、こういうムシが出ないことを確認した上でないとならないため、かなりハードルが高い状況になっております。ただ、中国には、既に新潟なり宮城から米が輸出されており、問題は、現地中国の在来種ですと1キロ50円から100円くらいですが、中国で日本の品種、コシヒカリ等を作りますと150円、日本から持っていきますと1,500円から1,600円というかなり高い値段となります。先程お話しありました富裕層の方々に対して売ることは出来るかと思いますが、かなり金額が高いこともあって実際はなかなか中国本土への米の輸出はそう急速に伸びている状況にはないというところです。

一方、検疫がそれほど厳しくない香港に対しては、各県から少しずつ輸出がされている状況でございます。福島県でも郡山市出身の方が香港で日本料理店を開いていらっしゃるって、どうしても地元郡山産の米が欲しいということでございまして、農協さんなり大規模の稲作農家の方々に入っただいて、最終的にはうねめ農場さんで出しましょうということになり、少しずつ動いている状況であります。まだ全体からしますとわずかな量でございます。現在の米の輸出状況は、以上であります。

議長

補足いただきありがとうございました。他にいかがでしょうか。よろしいですか。予定の時間になっておりますので、この辺で終了させていただきます。

今日は、とりわけ企業の農業参入問題が焦点になり、ある意味では今の農業の置かれている厳しい状況をどうするかということ巡って色々御意見が出されたのだと感じております。30年後のめざす姿を示しつつも、これをどう具体的なものにしていくのか。まさにここが問われているかと思っておりますので、次回は具体的な施策としてかなり詰めたものが出されると思っておりますので、そこでまた実態などを踏まえながら皆さんから色々な御意見をいただければと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

なお、事務局で今後まとめていくことになると思っておりますが、本日の審議会で発言できなかったこと、或いはここでは気づかなかったことも、この後、事務局の方に御意見を挙げていただければ、それも取りまとめに反映していくということですのでどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日は長い時間ありがとうございました。

司 会

千葉会長、ありがとうございました。また、委員の皆様にも長時間にわたりまして御審議いただき誠にありがとうございました。

次回の審議会につきましては、現委員の任期中であります10月下旬を考えております。今後日程調整をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上を持ちまして、平成21年度第1回福島県農業振興審議会を終了いたします。ありがとうございました。

( 閉 会 )

(別紙)

## 福島県農業振興審議会出席者名簿

(平成21年7月27日)

所 属	役 職	氏 名
福島県農業振興審議会	委 員	富 塚 宥 暲
福島県農業振興審議会	委 員	浅 和 定 次
福島県農業振興審議会	委 員	高 田 泰
福島県農業振興審議会	委 員	中 島 精 一 (代理)
福島県農業振興審議会	委 員	但 野 忠 義
福島県農業振興審議会	委 員	小 林 剛 (代理)
福島県農業振興審議会	委 員	岸 秀 年
福島県農業振興審議会	委 員	大川原 けい子
福島県農業振興審議会	会 長	千 葉 悦 子
福島県農業振興審議会	委 員	伊 藤 房 雄
福島県農業振興審議会	委 員	鈴 木 里 子
福島県農業振興審議会	委 員	柏 ヒ テ
福島県農業振興審議会	委 員	大 宮 三 枝 子
福島県農業振興審議会	委 員	柏 村 幸 子
福島県農業振興審議会	副 会 長	佐 瀬 正
福島県農業振興審議会	委 員	降 矢 セツ子
福島県農業振興審議会	委 員	武 田 悦 江
福島県農林水産部	部 長	鈴 木 義 仁
〃 〃	技 監	小 野 博
〃 〃	政 策 監	島 利 行
〃 〃	次長 (農業支援担当)	穴 戸 多加志
〃 〃	次長 (生産流通担当)	須 永 静 夫
〃 〃	次長 (農村整備担当)	松 浦 幹 夫
〃 〃	次長 (森林林業担当)	飯 束 昭 三
〃 〃 農林総務課	部参事兼課長	菅 野 盛 雄
〃 〃 農地調整室	室 長	薄 久 男
〃 〃 農林企画課	課 長	高 梨 公
〃 〃 農林技術課	課 長	穴 戸 一 男
〃 〃 農業振興課	課 長	沼 田 光 夫
〃 〃 研究開発室	室 長	川 島 寛
〃 〃 農業担い手課	課 長	芳 賀 績
〃 〃 循環型農業課	課 長	酒 井 孝 雄
〃 〃 農業経済課	部参事 (兼) 課長	大 平 正 芳
〃 〃 金融共済室	室 長	細 川 富 美 夫
〃 〃 農産物安全課	課 長	佐久間 恒 一
〃 〃 農産物流通課	課 長	田 村 完
〃 〃 水田畑作課	課 長	戸井田 和
〃 〃 園芸課	課 長	甲 斐 敬 市 郎
〃 〃 畜産課	課 長	鈴 木 弘
〃 〃 水産課	主任主査	水 野 拓 治
〃 〃 農村計画課	課 長	梅 村 正 敏
〃 〃 農村振興課	課 長	佐 藤 弘 一
〃 〃 農村環境整備課	主幹 (兼) 副課長	浦 山 悦 雄
〃 〃 農業基盤整備課	課 長	斎 藤 忠 弘
〃 〃 農地管理課	課 長	光 井 等
〃 〃 森林計画課	課 長	相 馬 雅 俊
〃 〃 林業振興課	課 長	穴 戸 裕 幸

〃	〃	県北農林事務所	所 長	平 澤 茂 樹
〃	〃	県中農林事務所	企画部長	佐 藤 新太郎
〃	〃	県南農林事務所	企画部長	阿 部 清
〃	〃	会津農林事務所	所 長	遠 藤 亨
〃	〃	南会津農林事務所	企画部長	斎 藤 潤 一
〃	〃	相双農林事務所	企画部長	浅 野 裕 幸
〃	〃	いわき農林事務所	企画部長	五十嵐 文 明
〃	〃	農業総合センター	所 長	門 馬 信 二